

日本橋税理士法人

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号
灌田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL <http://www.hamahira.com>

News

編集 税理士 浜平 純一
取材 塩野・溝口・谷井・日山

改訂前後の税務代理権限証書

平成26年度税制改正では、納税環境整備として、納税者と税務代理人の双方に対して行うこととされていた税務調査の事前通知について、平成26年7月1日以後に行う事前通知から、税務代理権限証書に納税者の同意が記載されている場合には、税務代理人に対してすれば足りることとされるとともに、税務代理権限証書の様式が改訂されました。

まず、改訂後の税務代理権限証書を提出する場合は、「過年分に関する税務代理」欄及び「調査の通知に関する同意」欄にレ印を記載することで、税務代理を委任されていなかった過去の年分等（前任の税務代理人が税務代理権限証書を提出していた年分等を含む）についても、調査が行われる場合の税務代理を委任することができます。また、過去の年分等について税務代理権限証書の提出を失念していた場合にも、同様に記載をすれば足りります。

一方、改訂前の税務代理権限証書を提出する場合には、「2 その他の事項」欄に、「上記の税目に関して調査がある場合には、上記の年分等より前の年分等についても税務代理を委任します。また、上記の代理人に税務代理を委任した事項（過年分の税務代理権限証書において委任した事項を含みます。）に関して調査が行われる場合には、私（当法人）への調査の通知は、当該代理人に対して行われることに同意します。」と記載することになります。

通則法改正で「反面調査」が増加中

税務署の反面調査が増加傾向にあります。反面調査とは、税務調査の際に帳簿書類などに不備があると思われる場合に、調査対象者の取引先や関連会社、債権債務者、親類縁者などに取引の実態を確認するものです。質問検査権に基づいているため受け手には対応義務があり、拒否した場合には罰則もあります。その反面調査がいま、かつてないほど重要視され、フル稼働しているといわれています。その背景にあるのが改正国税通則法です。

昨年からはスタートしている改正国税通則法では、それまで各税目に分散されていた「質問検査権」の規定が国税通則法に集約され、法人税については本体調査先のみにはしか認められていなかった「帳簿書類その他の物件」の調査が、反面調査にまで拡大されました。

また、税務調査の事前通知の義務が明確化されましたが、反面調査はこの事前通知の対象外となっています。さらに、税務署が更正などの不利益処分を行う場合にその理由を調査先に示す「理由付記」が原則義務化され、証拠固めが重要になってきたという事情もあります。理由付記の不備により更正を認めないとした国税不服審判所の裁決も出ていることから、より詳細な証拠集めが欠かせなくなってきました。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

1. 7月分源泉所得税の納付
2. 6月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)
3. 12月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)
4. 9月・12月・3月決算法人の消費税中間申告

納付期限.....8月11日
申告期限.....9月1日
申告期限.....9月1日
申告期限.....9月1日